

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第187号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年11月24日 08時00分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市の神島南方沖 神島港北防波堤灯台から真方位196° 1.2海里付近 (概位 北緯34° 31.79′ 東経136° 58.16′)
事故等調査の経過	平成26年12月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 <sup>たけよし</sup> 武吉丸、4.9トン AC3-37916（漁船登録番号）、個人所有 第240-38284号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート <sup>としきち</sup> 敏吉丸、5トン未満（長さ6.34m） 240-30807愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、二級小型船舶操縦士
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 左舷外板に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、神島南方沖を約15ノットの対地速力で北進中、船長Aが、船首方の漁場となっている辺りに船がいたので、それらの様子に注目しながら操船を行っていたところ、船首方至近にB船を認め、左舵を取った。 船長Aは、B船との衝突を避けることができたと思い、B船の乗船者が船内で転倒しているところを目撃したが、A船の引き波によってB船が動揺した際に転倒したものと思い、続航した。 船長Aは、追走してきたB船から衝突したことを知らされ、相互の状況を確認した後、愛知県南知多町師崎漁港へ帰った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、神島南方沖で漂泊して釣りを行っていたところ、船長Bが、約200mの距離からB船に向けて接近して来るA船を認めた。 B船は、船長Bが、A船に向けて声を上げ、手を振って注意喚起を行ったものの、A船に避航する様子が認められず、衝突のおそれを感じ、機関を後進にかけ、右舵を取ったものの、平成26年11月24日08時00分ごろ、その左舷船尾とA船の右舷船首とが衝突した。

	<p>船長Bは、衝突の衝撃で倒れたとき、船体に身体をぶつけ、A船が航行を続けるように見えたので、A船の後を追走して海上保安庁へ通報した。</p> <p>B船は、船長Bが、停船したA船に近づいて船長Aと相互の損傷状況を確認した後、愛知県豊川市ひしきのだひ色野船溜まりへ帰った。</p> <p>船長Bは、病院へ行き、上顎歯冠破折、右肩肘挫傷等と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波向 北、波高 約0.5m</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、神島南方沖において北進中、船長Aが、船首方の漁場付近の船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず航行し、至近でB船を認めて左舵を取ったものの、右舷船首がB船の左舷船尾と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、神島南方沖において釣りをしながら漂泊中、接近するA船を認め、A船に向けて声を上げ、手を振って注意喚起を行ったが、A船に避航する様子が認められず、衝突のおそれを感じて機関を後進にかけ、右舵を取ったものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、神島南方沖において、A船が北進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首方の漁場付近の船に注意を向け、見張りを適切に行っていなかったため、前路で漂泊中のB船に気付かず航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操船中は、一方向のみに注意を向けることなく、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> </ul>